

通行証交付申請書

(宛先)川崎市中央卸売市場 北部市場長

			受付担当
発行日	年 月 日	発行番号	
対象車両	車両番号	車種・メーカー・(型式)	
	例)川崎 555 あ 12-34		
申請種別	1 新規 2 車両入替 3 紛失・破損 4 更新 5 その他 (
(フリガナ)	該当する記号に○		
商号 <small>(一般の方は記入不要)</small>	1 一般 / 2 買出人		
所在地	〒 ー 都 ー 区 ー 市 ー 区		
(フリガナ)	連絡先・携帯(必須)		
使用者氏名			
(フリガナ)	連絡先・固定電話		
車両登録者氏名			
業種 <small>(一般の方は記入不要)</small>			
取引先の店名 <small>(一般の方は記入不要)</small>	水産仲卸 ・ 青果仲卸 ・ 花き仲卸 ・ 関連店舗		

裏面の申請時チェックリストを必ずご確認の上、記入ください

申請時注意事項等および誓約書

以下の項目と誓約事項をご確認の上、チェック欄にチェックと署名の記入をお願い致します。

注意事項等

- 1 車両が変更になった通行証及び有効期限が過ぎた通行証は、無効となります。速やかに返却し必ず更新の手続きを行ってください。
- 2 車検証を持参し、北門守衛室で確認を受けてください。
- 3 通行証の交付は北門守衛室で行います。
- 4 下記、誓約事項を遵守してください。
違反した場合は、川崎市中央卸売市場業務条例第79条(※1)に基づき、市場への入場を規制させていただく場合があります。
- 5 収集した個人情報、原則として収集した利用目的以外の目的で利用することや川崎市及び川崎市から委託を受けた業者以外の第三者に提供することはありません。

※1 川崎市中央卸売市場業務条例第79条

- 1 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。
- 2 市長は、市場秩序保持等又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場者の制限その他必要な措置をとることができる。

誓約事項

私は、川崎市中央卸売市場北部市場入場車両管理要領に基づく車両通行証交付申請にあたり、川崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則を順守するとともに、下記の事項について誓約します。

下記□にレ点チェックを記入して下さい

- 上記、通行証交付申請書の記載事項に虚偽はありません。
- 市場内秩序の維持に努めます。
- 通行証のコピーや又貸し等の不正使用はいたしません。
- 市場内にゴミ等を不法に投棄いたしません。
- 市場内において発生した事故、盗難等について市は一切責任を負わないことを了承します。
- 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。
- 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項各号又は第2項各号に規定する行為をしている者ではありません。
- 川崎市が必要と認める場合には、上記川崎市及び神奈川県暴力団排除条例に関連する者ではないことを確認するため、神奈川県警察本部長に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

令和 年 月 日

署名欄	
-----	--

連絡先 TEL 044-975-2213(管理課) 044-975-2205(北門守衛室)